

国有林野事業(造林・生産)の請負者の皆様へ

造林や素材生産事業の請負では、契約後の前金払の対象などに制約があること等から、

- 事業に必要な資機材の購入、人件費や燃料費の支払い
 - 災害等で事業地に入れない期間の掛かり増し経費
 - 事業規模の拡大
- 等で一時的な資金が必要になった方も居られるのでは。

そのような時に「金融機関から円滑な借り入れができるのか」と心配される方もおありではないでしょうか。

もしもの場合には、当基金が借り入れ金の返済を肩代わりする債務保証を利用すれば金融機関からの融資も受けやすくなります。

資金の用途	借入限度額	保証期間	保証割合	保証料率
造林・素材生産 事業一般	契約金額の範囲内	1年以内	80%	0.20～ 1.80%
間伐事業			100%	

【ポイント】

- 当基金は特別な法律で昭和38年に設置された公的機関で、国や都道府県の出資を受けながら、中小林業者の融資を支援する機関です。
- 金融機関の融資や当基金の債務保証のご利用には一定の審査があります。
- 上記のほかにも色々なタイプの設備資金、運転資金の債務保証があります。

ご相談は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、
当基金の窓口へ、お気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所：東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)

電話：03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

URL <http://www.jaffic.go.jp>

ウッド・サポート5000のご案内

好評につき、平成33年3月31日まで延長しました

独立行政法人 農林漁業信用基金

◇協定等を締結した木材の安定的な取引(国有林のシステム販売や民有林所有者との協定など)に必要な運転資金を保証します。

- ・素材生産業の方が必要な立木購費、人件費、トラック運賃などの資金※
- ・木材加工業の方が必要な素材購入費、電気料金、燃料費などの資金※
- ・合理化計画の認定を受けた木材卸売業の方

※「組合転貸」及び「組合共同購入」の場合も含まれます。

◇無担保・別枠で5,000万円までの借入に対して保証します。保証割合は80%です。

◇保証(借入)期間は、これまでの原則3年(特認5年)以内から原則5年(特認7年)以内に延長しました。

◇保証対象者は、以下の要件を満たす個人・法人ですが、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過になっていても改善の見込みがあること
- ・融資機関借入金に延滞がないこと
- ・融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- ・原則として直近3期連続営業利益を計上していること

◇保証料率は、0.15%~1.35%に優遇

◇連帯保証人は原則1名以上

◇基金の保証をご利用いただくには出資金が必要

※必要出資額は保証額を概ね40~45倍(都道府県で異なる)で除した額

◇受付は、平成26年10月1日~平成33年3月31日まで

保証にあたってのさらに詳しい内容については、当基金へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所:東京都千代田区内神田一丁目一番十二号(コープビル)

電話:03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

ウッド・サポート5000 取組事例のご紹介

保証先	主な業種	資金使途	ご利用開始月	木材の安定供給に関する 協定内容		ご利用者の声
				相手先	数量(m)	
宮崎県 木脇産業(株)	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.11 ～	国有林	29,330	原木の買付資金の調達に役立った。
福岡県 (有) 東部産業	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.11 ～	森林組合ほか	—	木材の安定確保のため協定取引に取り組んでいるが、これにマッチした保証商品である。
宮崎県 吉田産業(株)	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.12 ～	国有林	8,740	木材の安定確保のため利用したが、速やかな対応が良かった。
北海道 信栄工業(株)	チップ製造業	チップ製造用原木仕入れ資金	平成26.12 ～	森林組合ほか	6,000	資金繰りに大変役だった。
宮崎県 井上林産(株)	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.12 ～	国有林	5,300	木材の安定確保にあたってWS5000を利用して良かった。
秋田県 (株) 門脇木材	製材業	製材用原木仕入れ・ 製材等加工用資金	平成27.1 ～	国有林	6,000	安定取引を行っていく上で無担保・別枠で運転資金が利用できて有り難い。
熊本県 松本産業(株)	素材生産業	素材生産用資金	平成27.2 ～	合板会社等の民間事業者	8,600	安定供給に関する意識が高まり、より踏み込んだ営業活動を行うことができた。
熊本県 原田木材(株)	プレカット	木製品の加工用資金	平成27.3 ～	森林組合ほか	1,000	売上拡大のなか、木材の安定確保のための資金調達が可能になった。
兵庫県 製材業者	製材業	製材用原木仕入れ・ 製材等加工用資金	平成27.4 ～	民間市場	2,500	仕入れ資金が調達できて、木材の安定確保ができて良かった。
宮崎県 日北木材(有)	製材業、素材生産業	製材用原木仕入れ・ 製材等加工用資金	平成27.6 ～	森林組合連合会ほか	3,500	事業量の安定確保に努め、安定供給につなげたい。
岩手県 素材生産業者	素材生産業 製材業 チップ製造業	素材生産用資金	平成27.7 ～	製紙会社	8,000 (BDT)	入札の際、原木調達資金として役に立った。
北海道 (株) イワクラ	素材生産業 製材業	素材生産用資金	平成27.7 ～	国有林ほか	58,000	木質バイオマス発電事業を操業するにあたって、円滑な運転資金調達が可能になった。
鹿児島県 上野物産(株)	素材生産業	素材生産用資金	平成27.8 ～	製材業者	8,000	木材の安定供給に必要な資金が調達でき、より安定した事業の実施に繋がっている。
徳島県 つるぎ木材加工 (協)	チップ製造業 素材生産業 素材生産業	チップ製造用原木仕 入れ資金	平成27.9 ～	民間事業者	6,000 (BDT)	木材の安定確保に大変役立った。
宮崎県 木脇林業(株)	素材生産業 チップ製造業	素材生産用資金	平成27.9 ～	国有林	45,350	原木の安定確保のための資金調達に役立った。
栃木県 テクノウッド ワークス(株)	プレカット	木製品の加工用資金	平成27.12 ～	民間事業者	7,800	工場規模の拡大に伴い、資材の安定確保のための資金調達が可能となった。
秋田県 北日本索道 (株)	チップ製造業 素材生産業	チップ製造用原木仕 入れ資金	平成28.2 ～	民間事業者	30,000 t	木質バイオマス発電燃料チップ原材料の安定確保に努め、安定供給につなげた。
青森県 マツハシ林産 (株)	チップ製造業	チップ製造用原木仕 入れ資金	平成28.2 ～	国有林	10,000	良い資金が利用できて助かった。 青森県産材のアピールに活用したい。
熊本県 (有) 足達林業	素材生産業	素材生産用資金	平成28.2 ～	民間市場	12,000	資金繰りに寄与し、木材の安定確保に積極的に向かえた。
兵庫県 (株) モクラボ	木材製造業	原木仕入れ資金	平成28.2 ～	民間市場	2,000	木材の安定確保が可能となった。

ログ・プロダクツ3000のご案内

～素材生産推進保証～

独立行政法人 農林漁業信用基金

協定等の有無にかかわらず、素材生産の量的拡大と木材の安定供給を促進するため、**立木購入費、人件費、燃料費、トラック運賃などの運転資金を保証**します。

- ❖ **無担保・別枠で3,000万円までの借入に対して保証**します。保証割合は80%です。
- ❖ 保証対象者は、**以下の要件を満たす個人・法人**ですが、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- ・ 自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過あっても改善の見込みがあること
- ・ 融資機関の借入金に延滞がないこと
- ・ 融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- ・ 原則として直近3期連続当期利益を計上していること

- ❖ 保証料率は**0.15%～1.35%**に優遇
- ❖ 保証期間は**原則5年(特認7年)以内**に延長
- ❖ 連帯保証人は原則1名以上
- ❖ 受付は、**平成28年4月1日～平成33年3月31日**まで
- ❖ 基金の保証をご利用いただくには**出資金が必要**
※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額

長期でご利用
できます

保証にあたってのさらに詳しい内容については、当基金にお気軽にお問い合わせください。
独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課
住所: 東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)
電話: 03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

国有林野事業（造林、素材生産）の請負契約後の円滑な資金調達について
【当基金の保証付の「前渡し融資」のお薦め】

国有林野事業の造林事業や素材生産事業の請負では、契約後の前金払の対象などに制約があることから、事業実行に必要な資金の確保に苦労されている方も多いのではないのでしょうか。特に、素材生産事業経費の約半分を占める道作りの経費が前金払等の対象になっていないこと、一括発注の浸透や事業規模の拡大などにより契約する事業の経費が大きくなってきたことなどから、従前は手持ちの資金で対応できていたのに最近では厳しくなったと思われる方も居られるのではないのでしょうか。

その様な時には、金融機関から「事業完了後の国からの支払いで返済する『前渡し融資』」のご利用が有効ですが、ご自分が円滑に融資を受けられるのかご心配される方も居られるのではないのでしょうか。

その様な場合には、(独) 農林漁業信用基金の債務保証を利用することで、金融機関からの融資を受けやすくすることができます。

金融機関からの融資や当基金の債務保証ご関心がおありの方は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、当基金の窓口へお気軽にお問い合わせ下さい。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所：東京都千代田区内神田1丁目1番12号（コープビル）

電話：03（3294）5585

E-mail: kikin-ringyo@jaffic.go.jp

URL : http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/guide/rin/index.html

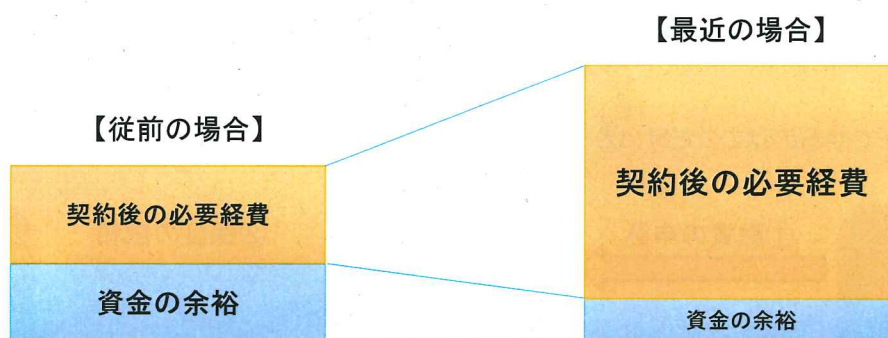
請負契約後の円滑な資金調達について

(林業信用保証のお薦め)

平成29年2月

(独)農林漁業信用基金林業部

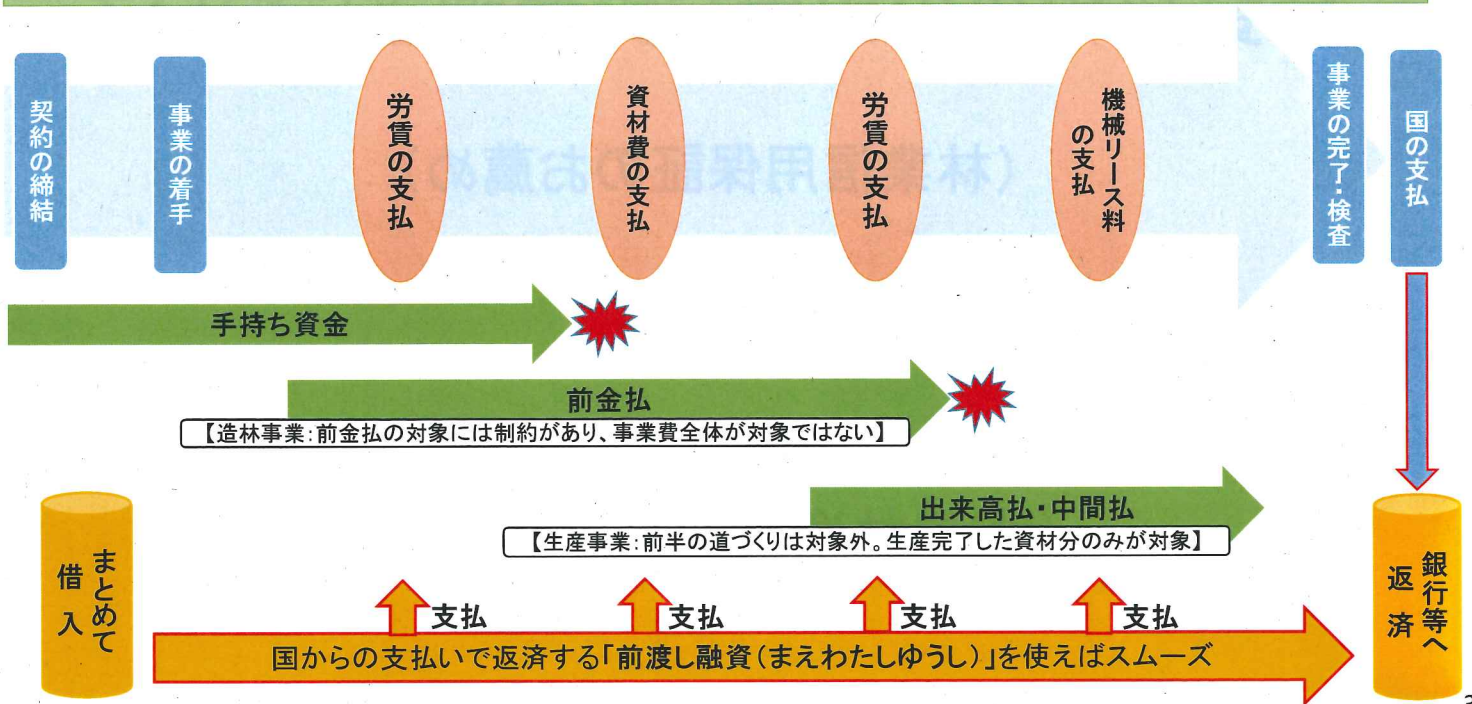
造林・生産事業の経費が増えていませんか



【経費増の背景】

- ・ 生産と造林の一括発注
- ・ 事業規模の拡大
- ・ シカ対策等新たな工種の追加
- ・ 災害等で事業地には入れない期間の発生 など

造林・生産事業の請負契約後の資金繰りでお困りではないですか



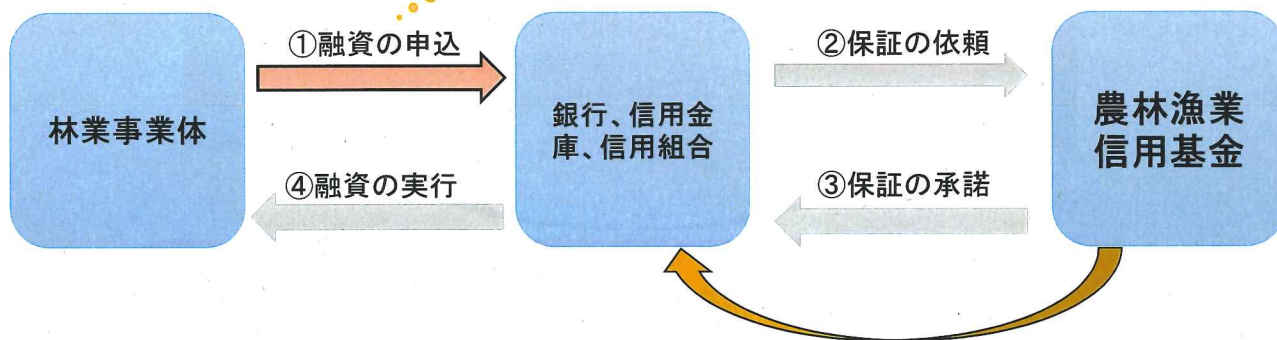
3

中小林業者のための農林漁業信用基金です

【当基金は特別な法律で昭和38年に設置された公的機関で、国や都道府県の出資を受けながら中小林業者の融資を支援する機関です】

農林漁業信用基金の保証付融資の仕組み

【自分でやるのはここだけ。②～④は銀行等にお任せ】



貴方が返済できなくなった時に、基金が借りた資金を肩代わりして返済します

銀行等との取引実績のない方が融資を受ける場合に、基金の保証があると手続きがスムーズになります

4

当基金の保証付の「前渡し融資(まえわたしゆうし)」のご利用は

請負契約書の写し

当基金のチラシ

両方を持って

【ポイントは】

- ・この契約で必要な経費の融資を受けたい
- ・事業完了後の国からの支払いで返済したい
- ・農林漁業信用基金の保証付で

まずは、お近くの銀行、信用金庫、信用組合などへご相談を

【 ご利用には一定の審査があります 】

林業・木材産業の都道府県における相談先

都道府県

都道府県	課(室)名	係(班)名	電話番号
北海道	林業木材課	流通加工グループ	011-231-4111
青森県	団体経営改善課	林業団体指導・管理グループ	017-734-9478
岩手県	団体指導課	金融共済担当	019-629-5698
宮城県	農林水産経営支援課	金融班	022-211-2756
秋田県	農業経済課	金融班	018-860-1767
山形県	林業振興課	林政企画担当	023-630-3217
福島県	林業振興課		024-521-7426
茨城県	林政課	指導グループ	029-301-4026
栃木県	林業振興課	木材利用推進班	028-623-3277
群馬県	林業振興課	林業団体係	027-226-3231
埼玉県	森づくり課	木材利用推進担当	048-830-4318
千葉県	団体指導課	経営支援室	043-223-3075
東京都	調整課	制度金融係	03-5320-4817
神奈川県	森林再生課	林業振興グループ	045-210-4342
新潟県	林政課	経営指導係	025-285-5511
富山県	森林政策課	木材利用推進係	076-444-3388
石川県	森林管理課	県産材利用促進グループ	076-225-1643
福井県	県産材活用課	県産材利用拡大グループ	0776-21-1111
山梨県	林業振興課	普及指導担当	055-223-1650
長野県	信州の木活用課	県産材利用推進室	026-235-7266
岐阜県	県産材流通課		058-272-1111
静岡県	林業振興課		054-221-2667
愛知県	林務課	木材生産・流通グループ	052-954-6445
三重県	森林・林業経営課	林業経営班	059-224-2563
滋賀県	森林政策課	団体指導係	077-528-3918
京都府	林務課	府有林経営担当	075-414-5011
大阪府	森づくり課	森林支援グループ	06-6210-9556
兵庫県	林務課	木材利用班	078-362-3467
奈良県	奈良の木ブランド課	総務・流通拡大係	0742-27-7470
和歌山県	林業振興課	調整班	073-441-2960
鳥取県	林政企画課		0857-26-7300
島根県	林業課	森林組合・担い手育成グループ	0852-22-5104
岡山県	林政課	林業木材班	086-226-7452
広島県	林業課	木材産業グループ	082-513-3688
山口県	ぶちうまやまぐち推進課	市場・金融班	083-933-3360
徳島県	林業戦略課	新次元プロジェクト推進室	088-621-2487
香川県	みどり整備課	森林整備グループ	087-832-3459
愛媛県	林業政策課	森林組合係	089-912-2527
高知県	木材産業振興課		088-821-4591
福岡県	団体指導課	金融係	092-643-3480
佐賀県	生産者支援課	農林水産金融担当係	0952-25-7115
長崎県	林政課	普及指導班	095-895-2990
熊本県	団体支援課		096-333-2371
大分県	団体指導・金融課		097-506-3613
宮崎県	山村・木材振興課	みやざきスギ活用推進室	0985-26-7156
鹿児島県	環境林務課	森林組合係	099-286-3334
沖縄県	森林管理課	資源活用普及班	098-866-2295

相談員

都道府県	氏名	所属名	電話番号
北海道	宮島 真	旭川地方木材協会	0166-46-0786
北海道	池田 敏邦	北海道木材協会	0155-23-4206
北海道	米地 弘和	北海道森林組合連合会	011-621-4293
北海道	吉田 朋泰	北海道木材産業協同組合連合会	011-251-0683
青森県	最上 猛	青森県木材協同組合	017-739-8761
岩手県	伊藤 琢也	岩手県木材産業協同組合	019-624-2141
宮城県	佐藤 好昭	宮城県木材協同組合	022-233-2883
秋田県	木村 充	秋田県木材産業協同組合連合会	018-837-8091
山形県	大隅 尚行	山形県木材産業協同組合	023-666-4800
福島県	宗形 芳明	福島県木材協同組合連合会	024-523-3307
茨城県	根本 学	茨城県木材協同組合連合会	0294-33-5121
栃木県	福田 時男	栃木県木材協同組合連合会	028-652-3687
群馬県	新井 隆夫	一般社団法人群馬県木材協同組合連合会	027-266-8220
埼玉県	宮島 義和	一般社団法人埼玉県木材協会	048-822-2568
千葉県	石井 睦弘	一般社団法人千葉県木材振興協会	0475-53-2611
東京都	岡田 義之	一般社団法人東京都木材団体連合会	03-5569-2211
神奈川県	原 信子	神奈川県木材協同組合連合会	045-261-3731
新潟県	野口 可奈	新潟県木材組合連合会	025-245-0733
富山県	宮長 悟	富山県木材組合連合会	0766-30-5101
石川県	岡部 亮二	石川県森林組合連合会	076-237-0121
福井県	勇上 俊昭	福井県木材協同組合連合会	0776-35-5663
山梨県	佐藤 繁則	山梨県森林組合連合会	055-273-0511
長野県	徳原 敏昭	長野県木材協同組合連合会	026-226-1471
岐阜県	藤沢 茂	岐阜県木材協同組合連合会	058-271-9941
静岡県	又平 義和	静岡県木材協同組合連合会	054-252-3168
愛知県	加藤 龍己	一般社団法人愛知県木材協同組合連合会	052-331-9386
三重県	深田 透	三重県木材協同組合連合会	059-228-4715
滋賀県	中嶋 英明	滋賀県木材協会	077-524-3827
京都府	愛甲 政利	一般社団法人京都府木材協同組合連合会	075-802-2991
大阪府	三宅 英隆	一般社団法人大阪府木材協同組合連合会	06-6538-7524
兵庫県	松田 博文	兵庫県木材協同組合連合会	078-371-0607
奈良県	植田 薫裕	奈良県木材協同組合連合会	0744-22-6281
和歌山県	高井 一治	和歌山県木材協同組合連合会	073-446-0592
鳥取県	有本 上史	鳥取県木材協同組合連合会	0857-30-5490
島根県	宇山 由夫	島根県木材協同組合連合会	0852-21-3852
岡山県	山下 秀喜	一般社団法人岡山県木材協同組合連合会	086-231-6677
広島県	川村 晃	一般社団法人広島県木材協同組合連合会	082-253-1433
広島県	金井 真	広島県森林組合連合会	082-228-5111
山口県	藤井 幸夫	一般社団法人山口県木材協会	083-922-0157
徳島県	浜本 高弘	徳島県木材協同組合連合会	088-662-2521
香川県	加見 雅信	一般社団法人香川県木材協会	087-881-9343
愛媛県	井谷 渙郎	愛媛県森林組合連合会	089-941-0164
高知県	山崎 行雄	高知県森林組合連合会	088-855-7050
高知県	松岡 良昭	一般社団法人高知県木材協会	088-883-6721
福岡県	土師 淳志	一般社団法人福岡県木材協同組合連合会	092-714-2061
佐賀県	奈良崎 英樹	一般社団法人佐賀県木材協会	0952-23-6181
長崎県	林 康弥	一般社団法人長崎県木材協同組合連合会	0957-27-1760
熊本県	岡部 清志	熊本県木材事業協同組合連合会	096-382-8164
大分県	近藤 孝昌	大分県木材協同組合連合会	097-532-7151
宮崎県	河野 憲二	宮崎県木材協同組合連合会	0985-24-3400
宮崎県	濱砂 金徳	宮崎県森林産物生産事業協同組合連合会	0985-31-6338
鹿児島県	三窪 等	鹿児島県木材協同組合連合会	099-267-5681
沖縄県	嘉数 尚廣	一般社団法人沖縄県木材協会	098-868-3656

※平成28年5月10日時点

林業・木材産業の発展のために (平成28年5月)

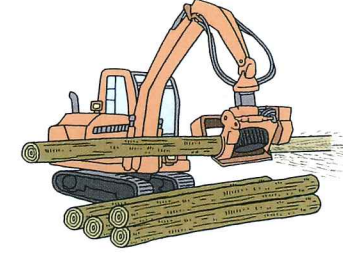
お役に立ちます 林業・木材産業信用保証

運転資金・設備資金の借りに係る債務を
公的機関が保証します

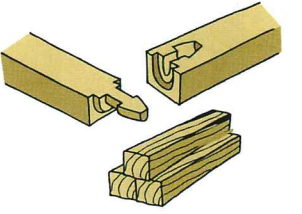
保証の対象
となる資金



造林・育林



素材生産



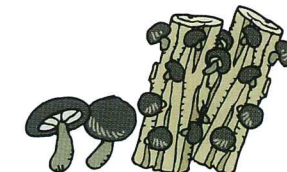
木材・木製品製造



薪炭生産



林業種苗生産



きのこ生産



木材卸売業

※各都道府県の合理化計画の認定が必要となります。

★林業者・木材産業者の方々が東日本大震災での被害の復旧などに取り組む場合に、
4億円まで無担保で100%保証が受けられる

「東日本大震災復旧等緊急保証」を取り扱っています。

(受付期間：平成29年3月31日まで)

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

<http://www.jaffic.go.jp>

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 (コープビル)

TEL 03-3294-5581 (林業部門代表)

03-3294-5585~6 (保証課直通)

FAX 03-3294-5595

林業・木材産業信用保証の内容

1 一般資金

資金区分	対象資金(事業)	保証期間(最高限度)	保証料率	資格要件等	
80%保証	一般資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産 ○林業種苗生産 ○きのこ生産	運転：3年(特認5年) 設備：15年	0.20%	間伐が計画的、持続的に行われていること
	間伐材資金	○素材生産 ○木材・木製品製造	運転：3年(特認5年) 設備：15年		
100%保証	高品質木材生産資金 従来の高次加工資金、JAS資金、乾燥材資金を統合した資金			0.20%	(1) ①～③に係る生産・製造を単独で実施する場合 元本の合計額が以下 ①～③の額まで 100%保証 ①乾燥材生産・製造 5千万円 ②高次加工製品生産・製造 7千万円 ③日本農林規格製品製造 5千万円 (2) ①～③に係る生産・製造を複合的に実施する場合 元本の合計額が1億円まで100%保証
	①乾燥材生産・製造	○素材生産 ○木材・木製品製造		0.40%	
	②日本農林規格(JAS)製品製造	○木材・木製品製造		0.90%	
	③高次加工製品生産・製造 木材の高次加工、生産性・品質の向上、木材の高度利用等に必要以下の資金		運転：3年(特認5年) 設備：15年	1.10%	
	(高次加工) 集成材、積層材、防腐材、難燃材、プレカット、パネル等高次加工品の生産	○木材・木製品製造		1.30%	
	(高生産性加工) コンピュータ制御の加工機械等を導入した先端的生産方式による木材の加工			1.50%	
(高度利用) バイオマスエネルギー利用、木酢液等新たな分野、用途での木材の利用	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産		1.80%		
林業・木材産業支援資金 協定等に基づき立木、原木等をまとめて売買する場合や新規事業の開始、事業承継等に必要資金	○素材生産 ○木材・木製品製造	運転：3年(特認5年。また、本資金の更新、期間の延長は不可。)		元本の合計額が2千万円まで100%保証 保証付借入金残高が月商の2ヶ月以内で、財務内容等に関する一定の要件を満たすこと。	

連帯保証人について

- 組合・会社・個人 原則として1名以上の連帯保証人が必要です(組合・会社については代表者を含む。ご利用者の財務内容等によっては2名以上。)
※東日本大震災復興等緊急保証では、個人に限り1,250万円まで連帯保証人なしでご利用できます。
※無保証人保証をご利用の場合は、保証人は不要です。

担保が必要な場合があります

- 運転資金 事業者の財務内容等によっては、担保が必要となる場合があります。
※東日本大震災復興等緊急保証では別枠で4億円まで無担保保証が可能となります。
- 設備資金 借入期間が5年を超える場合、又は土地建物の購入・建設の場合は、原則として担保が必要です。
- 当座貸越根保証 不動産、有価証券等の担保が必要です。

2 制度資金

資金の種類	対象事業	対象資金	保証期間(最高限度)	保証料率	借入利率	資格要件(都道府県の各計画認定)
林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	設備	最高10年(特認12年、15年)	(区分1) 0.10% 0.20% 0.30% 0.45% 0.55% 0.65% 0.75% 0.90%(注1)	無利子	林業・木材産業改善措置に関する計画
木材産業等高度化推進資金						
構造改善合理化資金 ・チップ等安定供給資金 ・木材高度加工資金 ・原木確保協定促進資金						合理化計画(構造改善計画)
事業経営改善合理化資金 ・素材転換促進資金(注2) ・素材生産等促進資金(注2) ・間伐等促進資金(注2)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転	短期1年 長期5年		1.3%他	合理化計画(事業経営改善計画)
事業経営改善合理化資金 ・素材生産等促進資金(注2) ・間伐等促進資金(注2)						
林業経営高度化推進資金(注3)	○造林・育林 ○素材生産			(区分2) 0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%(注1)	1.6%他	林業経営改善計画
合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等		短期1年 長期5年		融資機関の定める利率による	合理化計画
林業経営改善資金(注3)	○造林・育林 ○素材生産		3年(特認5年)			林業経営改善計画

(注1) 利用される方の財務内容等により、いずれかの保証料率が適用されます。
(注2) 木材の年間取引量、間伐材等の取引量・増加割合等の要件により保証料率の区分が異なります。
(注3) 元本が5千万円を超える部分は80%保証となります。

3 臨時的な資金

資金の種類	対象事業(注2)(注3)	対象資金	保証期間(最高限度)	保証料率	担保・保証人	資格要件
100%保証						
H29.3.31まで受付	東日本大震災復興等緊急保証(注1)	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	運転 15年 設備 15年	一般資金又は制度資金と同じ(注4)	・他の資金と別枠で4億円まで無担保可 ・連帯保証人1名以上(個人に限り1,250万円まで無保証人可)	①特定被災区域(注5)で被災された方の復旧・復興、もしくは同区域の復興事業に必要な運転資金・設備資金 ②特定被災区域(注5)内の主要販売先の罹災等により間接的に被害を受けた方の資金繰りの安定化に必要な運転資金
80%保証						
H33.3.31まで受付	木材安定供給保証(ウッドサポート5000)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 5年(特認7年)	0.15% 1.35%(注4)	・他の資金と別枠で貸付額5千万円まで無担保可 ・原則1名以上の連帯保証人	・木材の安定供給に関する協定等に参画していること ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い ・融資機関借入金総額が原則年商以内 ・原則直近3期連続営業利益計上
	素材生産推進保証(ロクプロダクツ3000)	○素材生産	運転 5年(特認7年)	0.15% 1.35%(注4)	・他の資金と別枠で貸付額3千万円まで無担保可 ・原則1名以上の連帯保証人	・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い ・融資機関借入金総額が原則年商以内 ・原則直近3期連続当期利益計上

(注1) 本資金のご利用にあたり、罹災証明書等の提出が必要な場合があります。
(注2) 木材卸売等については、各都道府県の合理化計画認定が必要となります。
(注3) 素材生産資金及び木材・木製品製造資金については、組合による転貸、組合による共同購入の場合を含みます。
(注4) 利用される方の財務内容等により、異なります。
(注5) 特定被災区域とは、法律で定める特定被災区域をいいます。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の全域又は一部地域)

出資が必要です

- ①基金へ出資(10万円)を行い出資者となっていただく必要があります。
- ②必要出資額は保証額を保証倍率で除した額です。保証倍率は都道府県ごとに異なりますが、概ね40倍から45倍です。
- ③組合員が所属組合の出資を利用し、保証を受けることもできます。(間接利用)
- ④出資持分は払い戻すことはできませんが、基金の承認を受けて第三者に譲渡することはできます。
- ⑤東日本大震災復興等緊急保証に限り、新規の保証利用者は保証額に関わらず1万円、既に出資をしている場合は、追加出資不要となります。

保証額の上限について

出資額によって保証の限度額が決まりますが、ほかに会社・個人別に次のような上限が設けられています。
①一被保証者当たりの保証の最高限度額は、原則として会社及び組合については4億円、個人については1億円です。
②一被保証者当たりの無担保保証の限度額は、原則として2億円です。(この限度額に別枠の無担保保証分を上乗せできます。)

もっと詳しく知りたい方は、当基金ホームページをご覧ください。